

求人者の皆様へ

取扱職種の範囲等の明示について

株式会社 武蔵野銀行

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、下記の事項を明示します。

取り扱うべき職種の範囲

1. 弊行の取扱職種の範囲は、全職種（職業安定法の規定により、港湾運送業、建設現場での業務（作業員）の紹介は除きます。）、国内です。
2. ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。

個人情報の取扱いに関する事項

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、法人コンサルティング部の職員です。職業紹介事業における個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の 新井 亮 です。
2. 個人情報については、職業安定法、同法指針及び個人情報保護法を遵守して取り扱います。
3. 取扱者は個人の情報に関して当該情報の本人から開示の請求があった場合は、その請求に基づき訂正（削除を含む。以下同じ）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。
4. 当該職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年1回実施するものとします。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとします。

苦情処理に関する事項

1. 職業紹介事業における苦情処理担当者は、職業紹介責任者の 新井 亮 です。
2. 苦情の申し出があった場合は、誠意をもって対応致します。

手数料に関する事項

1. 手数料に関しては、求人者から徴収致します。
2. 手数料金額は、求人者と採用決定者との間で合意した35%とします。ただし、別途消費税を加算します。理論年収とは、採用決定者の月次給与・所定外労働手当の12か月分及び理論上の通年賞与の他、交通費以外の諸手当、報奨金及び一時金を合計し

た金額をいいます。なお、賞与は賞与算定基準額×前年度賞与支給月数で算出します。ただし、賞与支給月数にて算出できない場合は、前年度支給実績を基に算出するものとする。

返戻金に関する事項

採用決定者が就業開始後（入社日を起算日とします）、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とします）となった場合（以下「退社等」という）、当行は申込者の求めにより、報酬の一部を以下各号のとおり返還するものとします。ただし、退社等が申込者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

- ①1 箇月以内：報酬の 80%
- ②1 箇月超 3 箇月以内：報酬の 50%

以 上